

会 員 規 程

(総則)

第1条 本会の会員については、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(種別・区分及び資格)

第2条 会員は、定款第5条に定める普通会員及び学生会員とする。

第3条 普通会員は、定款第5条第2項に定める区分に従って、普通会員（個人）、普通会員（法人）及び普通会員（団体）に分類する。

第4条 普通会員（個人）として連続20年以上在籍し、年齢75歳に達した者は、75歳の誕生日以後最初に開催される通常総会における報告をもって永年会員として認定する。

(入会)

第5条 入会は、定款第6条第1項本文に定めるところによる。

2 普通会員（個人）及び学生会員への入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記載し本会会長に提出するか、または本会ホームページの入会申込みフォームに直接入力し、送信するものとする。

3 普通会員（法人）及び普通会員（団体）への入会を希望する法人及び団体は、所定の入会申込書に必要事項を記載し、本会に対して権利を行使する会員代表者1名を明記した上で、本会会長に提出するものとする。

(会費)

第6条 会員は、会員種別に応じて以下に定める年会費を当該年度が始まるまでに前納するものとする。

- | | |
|--------------|------------------------------------------------------------------|
| (1) 普通会員（個人） | 11,000円、
ただし、当該年度に66歳以上の会員（シニア会員）は6,000円 |
| (2) 普通会員（法人） | 特級 300,000円、 1級 225,000円、 2級 150,000円、
3級 75,000円、 4級 50,000円 |
| (3) 普通会員（団体） | 20,000円／口 |
| (4) 学生会員 | 5,000円 |

第7条 会費の50%以上を本会当該事業年度の公益目的事業に費消するものとする。

第8条 本会は、通常総会における議決を経て会費を変更することができる。

(会費免除)

第9条 以下に記載する者は、会費の納入を免除するものとする。

- (1) 永年会員として認定された普通会員（個人）
- (2) 20年分以上の会費を一括前納した普通会員（個人）
- (3) 定款第5条第5項に定める規定に基づいて名誉会員を委嘱された者
- (4) 80歳以上の普通会員（個人）

(会員種別・区分の変更)

第10条 会員がその種別または区分を変更しようとするときは、その旨を書面にて申し出て、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生会員が卒業その他により学生の身分を失ったときは、普通会員（個人）に変更する。この場合、当該年度に限り学生会員会費で可とする。

(会員情報の変更)

第11条 会員は、本会に届け出ている会員情報に変更が生じた場合には、その旨を書面をもって速やかに本会に届け出なければならない。

(権利)

第12条 会員は以下に記載する権利を有するものとする。

- (1) 有機合成化学協会誌の無償受領 …… 普通会员（個人）、普通会员（団体）および学生会員にあっては、毎号1冊。普通会员（法人）においては、特級会員7冊以下、1級会員5冊以下、2級会員3冊以下、3級会員2冊以下、4級会員1冊。ただし、海外在留会員への送料は有償とする。
- (2) 本会事業への割引価格での参加（シニア会員および永年会員には特別割引価格を設定）
- (3) 本会主催シンポジウム、研究会などにおける研究成果の発表
- (4) 本会主催の表彰事業における受賞資格
- (5) 代議員の選挙権

(退会)

第13条 退会は、定款第8条に定める規定による。

(除名)

第14条 本会は、定款第9条に定める規定に基づき、該当する会員を除名することができる。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第12条及び前条の規定によりその資格を喪失したときの権利及び義務の取扱いは、定款第10条に定める規定による。

(付則)

第16条 本規程は、平成24年1月4日より施行する。

(平成17年7月21日 理事会制定議決)

(平成20年12月5日 理事会改定議決)

(平成21年2月20日 通常総会改訂議決)

(平成23年12月2日 理事会改定議決)